

# 公益財団法人スプリックス教育財団

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人スプリックス教育財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 会議等とは、理事会、評議員会及び選考委員会、監事監査及びその他この法人の要請により出席した会議をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

2 役員は報酬は日額とし、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で支給する。

ただし、国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者は無報酬とする。

3 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第2に基づき支給する。

4 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、役員及び評議員は本条に定める報酬を辞退することができる。

6 第2項及び第3項に定める決議の省略による意思表示に係る報酬は、意思表示をした時点をもって支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、出席した月の翌月15日に支給する。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に一括して振り込む。ただし、15日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会及び評議員会の開催にかかる交通費)

第5条 理事会及び評議員会の開催に係る交通費については、実費を支給する。

2 前項の交通費は、理事会又は評議員会の開催日の翌月15日に第4条第2項と同様の口座に振り込むものとする。ただし、15日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日からその翌月15日までに現金もしくは振込みにて支払うものとする。なお、振込みの場合は、第4条第2項と同様の口座に振り込むこととする。ただし、15日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支払う。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年4月3日から施行する。

この規程は、2023年12月8日から改正施行する。

別表第1) 役員報酬

役 職	会議等への出席 (1人あたり)	決議の省略による意 思表示(1人あた り)	年度総額(合 計)
理事	30,000 円 (税込)	30,000 円 (税込)	3,000,000 円 (税込)
監事	30,000 円 (税込)	30,000 円 (税込)	1,000,000 円 (税込)

別表第2) 評議員報酬

役 職	会議等への出席(1人あたり)	決議の省略による意思表示 (1人あたり)
評議員	30,000 円 (税込)	30,000 円 (税込)